

後日追加された委員からの御意見

有田委員

内山委員

亀山委員

河上委員

竹内委員

富田委員

豊田委員

地球温暖化対策計画の実効性にかんする意見

主婦連合会 会長

有田 芳子

地球温暖化が問題となって以来、消費者団体は省エネ製品の普及、地球温暖化防止のための学習などにも努めてきました。しかし、問題がさらに深刻化する中、これまで以上に私たち消費者も省エネルギー行動に努める必要があることは言うまでもありません。

昨年、経済産業省は長期エネルギー需給見通しを復活、2030 年のエネルギーミックスを定め、日本の約束草案（INDC）の下敷きにしました。その内容は、石炭火力発電所を福島第一原子力発電事故前よりも増やし、再生可能エネルギーの推進や優先給電に枠をはめる事になりました。

環境省は、石炭火力発電所の新增設計画は、日本の約束草案及びエネルギーミックスの達成に支障を及ぼしかねないとしていて、国の CO2 削減目標・計画との整合性を判断できず、現段階において、是認することはできないとする厳しい意見書を提出しています。

石炭火力発電と天然ガス火力発電とを比較すると、石炭火力発電は発電量あたり 2 倍以上の CO2 を排出するとされています。各地の石炭火力発電所の新增設計画について、現在行われている環境影響評価手続で指摘されている最大の問題点を真摯に受け止めて欲しいと考えます。

石炭火力発電所の建設計画に対して、温暖化防止対策の観点で意見を出せる程度の環境行政では、CO2 削減は難しい事は明らかです。石炭火力発電所の新增設計画への環境行政の関与強化が必要だと考えます。

私たち消費者の省エネ行動と知識が不足しているかのごとき経済界からの発言がありますが、省エネ行動が無駄になる石炭火力発電の新增設計画は認めるべきではないと考えます。

1. 中環審・産構審合同会合（12月22日開催）の発言について

当日は限られた時間での発言だったため、最後の発言に補足をしたものを提出する。

骨子案について、コメントがあります。

「1. 対策の目指す方向」ですが、省エネルギーが最も大切な施策になっているにも係わらず、それについての記述が全くありません。例えば、最後から2番目の文章「・・・革新的技術の研究開発を強化する。」の後に、「と共に、省エネ・低炭素型のライフスタイルに向けた国民の意識改革を図る。」を挿入、あるいは文章を改めて作成するなどの工夫をしてはいかがでしょうか。

温暖化対策は、温室効果ガスの排出が著しく増加している民生部門に力を入れる必要があります。その点から、地域に密着した対策が求められ、地方公共団体の積極的な活動が必要になってまいります。3ページの下段にある「地方公共団体の基本的役割」ですが、その点を考慮し、文章を充実させてはいかがでしょうか。最後に、9ページの「12. 進捗管理」の部分ですが、最後の項目の文章に「野心の向上を図る」とありますが、気持ちは分かりますがこの表現には違和感を感じます。「対策の向上を図る」のような文章に直してはいかがでしょうか。

以上

当日発言した、3つの点に関連して、以下追加意見を提出する。

一つ目に関連して、日本のイノベーションによる地球温暖化対策技術システムを海外での地球温暖化対策市場のトップランナーにして、国際貢献を行うというアウトカムを想定した政策を行うことが重要。2030年までの期間で、今すぐ使える省エネルギー技術と2020年、2025年頃に使用できる技術開発の両方を政策で支援する体制が重要と考える。

二つ目に関連して、業務その他部門用、家庭用のCO₂削減割合を40%達成するために、LED化の推進、小型・中型燃料電池の導入支援が重要に思う。特に産業部門の産業用燃料電池コジェネレーション導入支援が効果的と思われる。具体的には、政策手段としてエネルギー使用合理化等事業者支援事業は、平成27年度予算の3倍1260億円の概算要求しており、それを活用すべきと考える。

三つ目に関連して、電線がないところでも、地域で生産する再生可能エネルギー利用によるクリーンで省エネ輸送が可能となる燃料電池電車の開発支援が重要に思われる。

以上

中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会
地球環境小委員会第 44 回合同会合における追加意見

委員 河上 豊

○環境アセスメント手続きについて

合同会合の中で発言のあった環境アセスメント手続きについては、現行法の中でこれまでも実施されてきたものであり、法手続きの中で当然実施されるべき内容を温対計画の中に特出しして規定することは、相当違和感がある。

特に最近のアセス手続きにおいては、温暖化の面で、石炭火力の計画そのものを懸念するご意見をいただいているが、環境アセスメント法は、本来、大気や水質等への影響を念頭に、周辺住民とのコミュニケーションを確保するための手続法である。発電部門の CO2 排出削減については、原子力の稼働や再生可能エネルギーの導入、省エネなどエネルギー需給全体で議論されるべきものであり、個別事業のアセスにおける環境保全措置で議論できる範囲を超えているものと認識している。従って、環境アセスメントについては温対計画に含めるべきではない。

以 上

竹内追加意見

1. 我が国の貢献に関する方針について（技術分野での貢献）

パリ協定の特色は、技術の条文にイノベーションの重要性が書き込まれたことだと考える。京都議定書の最大の欠陥は、技術の観点が出ていたことである。温室効果ガスが人間活動に伴って必然的に排出されるという現実を踏まえれば、現在の技術を前提に削減のコスト負担の配分を交渉していても問題の本質的解決にはならないことを、世界は京都議定書の経験を通じて学んだのである。

気候変動対策のカギは技術であり、わが国は革新的技術開発および、技術移転・資金支援の枠組み作りも含めた既存技術の普及の両面において、世界に貢献していくという強いメッセージを打ち出すことが重要である。

革新的技術開発については、民間企業の自主性ある研究開発が行われる必要がある。それを可能にするのは、良好なマクロ経済状況と政府が民間企業の技術開発投資を支援するという強いメッセージである。政府にはその視点からの支援を期待する。

また、既存技術を普及させるには、技術のマッチングシステム、資金支援に加えて、知的財産権の問題など様々な制度的支援が必要となる。我が国は、そうした制度設計に多くの知見とアイデアを提供する必要がある。

これまで検討を重ねてきた JCM の仕組みは今後詳細のルール作りの段階に入る。京都メカニズムと異なり柔軟かつ実効性ある制度とするため、実際に技術を有する産業界および民間金融機関等意見をよく反映し、ビジネスの実態に即した制度設計としていただきたい。

2. 国際的な説明責任の果たし方について

京都議定書は掲げた目標に対する結果責任を負う仕組みであったが、パリ協定は掲げた目標に対する努力の説明責任を負う仕組みである。我が国が目標の前提であるエネルギーミックスの実現に向けてどのように努力し、その説明を果たしていくのか、国際的な説明責任の果たし方について検討を進める必要がある。

3. 国民への説明責任

なお、国内的な説明も現状では不足していると感じざるを得ない。

例えば、COP21 において、我が国は途上国に対する資金支援を 1 兆円から 1 兆 3000 億円に増額することを表明した。このことは交渉に対して大きな前向きな原動力となったとはいえ、国民に対してこの 1 兆 3000 億円の拠出の内訳（ODA、JBIC のローン、NEDO の補助金等）、なぜ必要であったのか、なにに使われるのか、説明が十分になされているとはいえない。国民の税金を拠出するからにはその内訳および必要性、用途およびその効果について説明を尽くすべきである。

今後我が国が掲げる目標の達成に向けてどのような取り組みが求められるのかの説明も

含めて、国民への説明を充実させていただきたい。そのことが、今後の国内対策の最大の課題である国民運動の最初の一步となると考える。

4. 今後の議論に向けて

エネルギーミックスの中でも特に達成への見通しが立たないのが、原子力が 20－22%確保できるのかという点であろう。原子力は現段階では費用対効果が最も高い CO2 削減手段であるため、原子力の割合が想定通り確保できないとすると、国民にさらなる経済的負担を求めるのか、目標を見直すかの選択を迫られることになる。その際は改めて国民的議論を行う必要がある。国民的議論を行うにあたってのメルクマールについても事前に定めておく必要があろう。

5. 中環審・産構審合同会合（12月22日開催）の発言について

当日は限られた時間での発言だったため、発言に補足をしたものを提出する。

（1）気候変動枠組み条約の目的は「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」と濃度をとり上げており、パリ協定では温度目標となっている。この関連付けには気候感度を確定させる必要がある。しかしながら、現在の科学においてはここにコンセンサスが無いので、長期的な削減目標についての議論は科学の進展を待ちながら進める必要があることに理解が必要であり、そうしたことの理解を高めるために的確に記述していただきたい。

（2）排出枠の設定を適正に行うことは、計画経済でもない限りこれは相当難しく、EU-ETS は「たなばた利益」などを産業界にもたらしたうえに、今は壊滅的低価格が続いており破たんしたと評価せざるを得ない。

ある程度値段が上がらなければ低炭素技術の選択は進まないが、そうなれば短期的にはエネルギーコストをあげることになり、温暖化対策に必要な長期の技術開発は停滞してしまうし、企業の行動原理としては、成長のチャンスを海外に求めることとなる。

国内に残る設備はますます老朽化するだけなので、国内対策の強化が国際的な視野での削減に資するかを考えるべきであるし、EU-ETS を見ても、環境経済学の教科書上は別として実効性のある温暖化施策になるかどうかは強い疑問を抱いている。

（3）パリ合意について、条文の中で政府のご見解を確認したいのだが、EUは全体でレビューを受けることになるのか、日本と同様1国ずつレビューにかかると見てよいのか。実はこの条文は交渉のなかでブラケットがついたり外れたり、動きがあった。我が国に直接関係はないが、EUと今後交渉上対峙する場面が発生した場合には、彼らが全体でしか義務を負わないのか、一国一国なのかは大きな違いを生む。その観点から交渉のプロセスにおい

てしっかり確認していただいたほうが良い点ではないかと考えるため、関係者の皆様のご
関心の喚起の意味も含めて、お伺いしたい。

以上

中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会
地球環境小委員会第44回合同会合における追加意見

委員 富田 鏡二

合同会合では、地球温暖化対策計画には、長期エネルギー需給見通しで記載されているコージェネレーション等、現在の施策・計画の中で温暖化対策に貢献するものを入れるべきと発言した。

エネルギー基本計画では、政策の方向性として「地球温暖化対策の観点からも、天然ガスシフトを着実に促進」としており、地球温暖化対策計画に記載すべきである。

また、エネルギー基本計画に記載されているCNG自動車や燃料電池バスは温室効果ガス排出抑制にも貢献するため、次世代自動車の一つとして地球温暖化対策計画にも記載すべきと考える。

○ 2015. 12. 22 合同部会追加意見（豊田正和）

＊エネルギー分野における政策努力について

26%の GHG 削減目標を導くエネルギー・ミックスの実施戦略として「エネルギー革新戦略」が、総合エネルギー調査会で検討中であり、良いものができてきている。温対計画におけるエネルギー分野の政策努力については、本戦略を取り入れ、政府一丸となって、立派な計画を作って頂きたい。